

# 議員全員協議会

日 時	令和5年11月17日(金) 閉会中	8時55分 開会 11時20分 閉会
場 所	相良庁舎4階 大会議室	
出席議員	議長 16番 村田博英 副議長 15番 原口康之	
	1番 石山和生 2番 谷口恵世 3番 絹村智昭	
	4番 名波和昌 5番 加藤 彰 6番 木村正利	
	7番 松下定弘 8番 種茂和男 9番 濱崎一輝	
	10番 植田博巳 12番 太田佳晴 13番 中野康子	
	14番 大石和央	
欠席議員		
事 務 局	局長 田形正典 次長 本杉裕之 書記 植田容子 書記 本杉周平	
説 明 員	市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、政策監、 福祉こども部長、子ども子育て課長、幼保支援係長、商工観光課長	
傍 聴	静岡新聞	

署名 議長

---

---

開会の宣告

○議長（村田博英君）

それでは、皆さん、おはようございます。ちょっと早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから議員全員協議会を始めます。

---

2 市長報告

○議長（村田博英君）

まず初めに、市長報告をお願いいたします。

市長。

○市長（杉本基久雄君）

皆さん、おはようございます。

まず、本題に入る前に、私のほうから少し、一、二点報告させていただきます。

実は昨日、2025年の大河ドラマが「べらぼう」に決まりましたけれども、その関係でNHKの大河ドラマの担当部長さんのところにご挨拶に行ってきました。

これまでの牧之原市の大河ドラマ化へ向けての取組ですとか、4年前の生誕300年祭、あるいは銅像建立とか、それから大河ドラマの招致活動等々をお話をさせていただいて、これからの2025年の大河ドラマに向けての、どんな形で関わらせていただくかといいますか、いかにお互いに盛り上げていくかというようなことを話し合いをさせていただきました。

例えば、渡辺謙さんの牧之原市への訪問でありますとか、パブリックビューイングでありますとか、あるいは市民がスタジオの見学へ行くとか、撮影の時に牧之原市を設けていただくとか、あるいは産業まつりへの参加とかトークショーとかいうようなこと、あるいは広報まきのはらへの掲載は、いつ頃から具体的にどうしたらというようなことも含めまして、協議のまず第1回目の意見交換といいますかね、させていただきました。今後、担当同士で詳細を詰めていくというようなことで話をさせていただきました。

それから、夜は徳洲会グループの創立50周年の記念式典が東京でございました。

北海道から沖縄までの徳洲会の病院がある自治体が集まったり、医療関係者が集まって、これまでの50年を振り返り、また次の50年へというようなことで、徳洲会の理念であります「生命だけは平等だ」の理念の下、24時間365日の医療をこれからもというようなことで、東上理事長から強い方針といいますか、意欲が語られました。

本市に関わることで新たな話題といたしまして、これまで、私は東上理事長に亀田総合病院が亀田カップって、全国の医療従事者を集めて、あそこのビーチで、病院のすぐ前のビーチでサーフィンの大会をやっているんですね、10回くらい医療関係者を集めるといいますか、そういうよ

うな取組をしています。それから地域への感謝というようなことも含めて。

私のほうから東上理事長にこれまで提案していたのが、せっかく静波にサーフスタジアムができて、徳洲会の医療関係者も非常に多くのサーフィンをする方たちがいらっしゃるということから、静波サーフスタジアムでサーフィンの大会を徳洲カップをやったらどうだというような提案をさせてもらったんですけれども、その答えとして、昨日、改めて東上理事長から、ぜひ来年やりましょうということで、来年のできれば早いうちに、春にやりたいというようなことで、強い意向を語られました。

それから、もう一つは、今ダビンチが入っていますけれども、ダビンチは中古なんですね。新品を入れるということのお話も伺いましたし、それから、末吉さんって、移行したばかりのときの心臓血管内科かな、今、大阪のほうにいらっしゃるんですが、京都大学に寄附口座を設けるということで、榛原総合病院がですね。そのときに、私もアテンドしますということで、私も今月末だったかな、30日に京都大学へ行ってきますけれども、それについても、よろしく頼むというようなお話をさせていただきました。

あるいは自治体の首長出席者の中に大磯町の町長もいまして、大磯町というのはサーフィンの日本の発祥地とか海水浴の発祥地というふうに言われています。これから大いに連携して、下田市も含めてサーフィンを一つの売りとして連携してやりましょうというようなお話も整いましたので、また、いろんな形で連携してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いません。

以上、昨日の少し状況報告をさせていただきました。

続きまして、私のほうから3点ほど報告をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、まきのはら産業フェア2023についてであります。あさって、19日の日曜日、コロナ禍によりまして中断しておりました「まきのはら産業フェア」を4年ぶりに開催をいたします。今回は市役所榛原庁舎の駐車場での開催となります。

会場の70ブースには、市内事業者や団体の出店、そして販売等をはじめ、友好都市の熊本県人吉市、観光・産業交流市の山梨県甲州市、中央市、南アルプス市、災害時の相互応援協定を結ぶ福島県南相馬市、岐阜県本巣市、千葉県山武市に出店をいただきまして、特産品を販売することになっております。

ステージでは、第24回しずおか市町対抗駅伝、牧之原市代表チームの壮行会をはじめ、市民団体のパフォーマンスほか、静岡市消防局の音楽隊や、はいばら太鼓、そして恒例の開運餅投げを行います。

開催時間は午前9時から午後3時となっております。

市議会の皆様におかれましても、ぜひ足をお運びいただくようお願いをいたします。詳細資料等は参考についておりますので、ご覧いただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、報告案件2件でございますが、まず1点目、牧之原市立保育園における指定管理の終了についてということでありませう。

資料1を併せてご覧をいただきたいと思いますが、細江保育園の指定管理期間の早期終了につきましては、今年3月23日の榛原学園との協議におきまして、基本協定で規定する期間から1年前倒しをしまして、令和6年3月31日とするよう申し入れを行ってまいりました。

この協議において、榛原学園からは、前倒しに係る申出は無効である。令和7年4月1日以降も榛原学園が運営をするべきという主張がなされました。指定管理を終了したその次からも、榛原学園が運営すべきというような主張がされたということでもあります。

このような状況ではございましたけれども、牧之原市社会福祉事業団へ運営が移行される場合について、現在の細江保育園職員へ概要及び処遇などの説明を行うことを双方同意をいたしまして、実施をしてまいりました。

その後の対応につきましては、市と榛原学園とで調整が整わず不調となっていました。これは、向こう側といいますか、調整が整わないということは、我々は早期返還に向けて、向こうは早期返還をしないというようなことで、その入り口論で次のステップになかなか進めなかったということでもあります。

今回、令和6年度からの運営の移管を円滑に行うための準備を考慮いたしまして、時期的な問題、早期終了の申出に対する回答を榛原学園に求めました。そうしたところ、学園側からは、令和7年3月をもって返還するとの回答がございまして、早期返還には応じないと、指定管理終了後に返還すると、当たり前の話ですが、そういった回答でございました。

細江保育園の管理に関する基本協定では、市からの一方的な指定の取消しはできません。指定管理期間の終了を令和7年3月31日といたしまして、これは協定書のとおりですね。令和7年度から牧之原市社会福祉事業団による運営を行うという方針といたしました。

詳細につきましては、子ども子育て課から説明をいたします。よろしく申し上げます。

#### ○議長（村田博英君）

子ども子育て課長。

#### ○子ども子育て課長（前田明人君）

資料の8ページをお願いいたします。

牧之原市立細江保育園における指定管理の終了についてということで、まず、経緯ですけれども、令和4年9月8日に榛原学園のほうから指定の取消しに関する申出が提出されました。

翌月10月3日には、提出された申出は理事会決議がなく正当な意思表示ではない、申出に係る意思表示は撤回するとの通知が届いております。

その後、申出に係る協議を開催したいということで調整しましたけれども、ずっと不調という形となっております。

令和5年3月23日ですけれども、基本協定に基づく協議が実施できたということで、こちらのほう、先ほど市長からお話がありましたけれども、市からは1年の前倒しを要求、榛原学園からは申出自体が無効である、令和7年4月1日以降も榛原学園が細江保育園を運営すべきとの主張がされております。

そういった中で、細江保育園への社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団の概要及び処遇の説明への実施については双方、同意が得られたということで、その後実施となっております。

令和5年5月17日と22日に合意が得られました細江保育園職員に対して、社会福祉事業団の概要及び雇用条件等の説明をしております。

その後、5月から9月にかけて、細江保育園職員へ社会福祉事業団への転職等に係る意向確認の実施等について調整をしたんですけれども、榛原学園との調整がつかず不調となっております。

そういった中で、令和6年度末に運営を移管するという形になりますと、ある程度、準備が必要ということで、そのリミットとして指定期間の終了に係る協議を実施したいということで、11月2日に実施いたしました。

2としまして、指定管理期間の早期終了に係る協議ということですが、11月2日の午後5時40分から開催いたしました。榛原庁舎の4階の会議室で行われております。

参加者としては、榛原学園側としては、代理人弁護士の平山弁護士、それから増田理事長、渡辺園長ほか理事の方が4名という形、牧之原市のほうからは、こちらも代理人弁護士の加藤弁護士、それから市長、副市長、ほか3名で出席をしております。

次のページにいきまして、協議結果というか協議の内容ですが、(1)として、まず、令和6年度末までに運営を終わらせるということで、指定管理の終了に関する手続及びスケジュールを市のほうから令和6年度末までの手続について説明をしました。

それを踏まえた上で、(2)として、榛原学園からの回答ということで、令和7年3月をもって返還すると、運営の移管については協力はするということです。

令和7年度以降の細江保育園の運営ができないことは認識していると。園児、保護者、職員への負担を最小とするために令和7年3月31日まで運営したいということで話をしております。

基本協定による規定ですが、基本協定の抄本が別紙10ページ、11ページでつけてありますけれども、基本協定では第38条に市による指定の取消、それから第39条により榛原学園からの指定の取消し申出の規定が設けられております。

第38条の規定は市による指定の取消の規定ではありますが、細江保育園に係る業務の不正行為等を要件とするものであるため、今回の事案について、取消要件に該当する事項はないとなっております。

このため、第39条に基づく榛原学園からの申出がない限り、市からの一方的な取消しはできないという形となっております。

すみません、訂正をお願いいたします。3の協議結果の(1)のところですが、「市から令和6年度末までの手続きを説明」というふうに今申しましたが、令和5年度末、今年度末での手続きの終了ということで話をしております。

同じく、申し訳ございません。1の経緯の一番最後の11月2日の「令和6年度末の運営移管を行うためのリミット」というのを、「令和5年度末の運営移管を行うためのリミット」という形をお願いをしたいと思っております。申し訳ありませんでした。

5の市の対応ですけれども、(1)の方針ですけれども、基本協定による規定では、市からの一方的な指定の取消しができないため、協議に対する榛原学園の回答を受け、指定管理期間は基本協定の満了日、令和7年3月31日とすると。令和7年4月1日から牧之原市社会福祉事業団により、細江保育園の運営を開始するということといたしたいと思っております。

今後の対応ですが、今回の11月議会に牧之原市保育所条例の改正を提出、令和7年4月1日に市立細江保育園を廃止する議決をいただき、指定管理者制度による更新がないこと、運営を牧之原市社会福祉事業団に移管することを明確に示したいと思っております。

令和6年度においては、細江保育園の運営は指定管理者制度により榛原学園が行うことになるため、指定管理の委託料の計上を行いたいと考えております。

令和6年度1月中旬より、細江保育園職員の転職の意向確認など、円滑な移行への準備を開始するとともに、令和6年4月から、必要に応じ引継ぎ保育を実施するなど、引継ぎに万全を期していきたいと、そのように考えております。

また、関連がありますので、牧之原市立細江保育園の民間移管についても報告をさせていただきたいと思っております。

資料の12ページをお願いいたします。

牧之原市立細江保育園の民間移管についてということです。この1番から8番につきましては、7月18日の全員協議会で報告をした内容となっておりますので、説明のほうは省略をさせていただきたいと思っております。

9の今後の予定から報告いたします。少し重複する部分もありますけれども、今後の予定ということで、令和5年11月の市議会11月定例会に保育所条例、細江保育園の廃止の議案を提案いたします。

令和6年1月、市と社会福祉事業団において、移管と運営に関する覚書を締結したいと思っております。

令和6年4月からは、現在、指定管理者制度で運営する牧之原市立細江保育園において、社会福祉事業団が引継ぎ保育を実施するというところで、こちらのほう、令和6年4月1日から1年間、令和7年3月31日までを想定しております。

それから、令和6年6月には、市から細江保育園に係る財産処分等について、県のほうへ報告をしております。

次のページになりますが、令和7年1月には、牧之原市社会福祉事業団が細江保育園を設立するというので県のほうに認可を申請すると。併せて事業団が運営する細江保育園が施設型給付費を受給することができる施設であることについて、市のほうに確認を申請する形となります。

2月には、子ども子育て会議におきまして、細江保育園の利用定員、新設の保育園という形になりますので、利用定員の設定を行う形となります。

令和7年4月からは、社会福祉事業団による運営を開始したいと、そのように考えております。市の方針ですけれども、牧之原市公立保育所民間移管審査委員会において、運営変更による保

育環境の影響がなく、現在働いている職員雇用にも対応できることから牧之原市社会福祉事業団が細江保育園を民営化することについて妥当であると、それから、細江保育園を移管する法人についての的確であるというふうに評価をされております。この答申に基づきまして、牧之原市立細江保育園を社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団へ令和7年4月1日に移管することとするという形で取り組んでまいりたいと考えております。

説明のほうは以上となります。

**○議長（村田博英君）**

この件に関しましては重要案件でありますので、質疑を許可します。質疑はありますか。

中野議員。

**○13番（中野康子君）**

職員の皆さんがすごく努力して一生懸命やってくださっている姿は本当に敬意を表したいというふうに思っています。

しかしながら、今、ざっとお聞きして、細かいところまでは、まだよく読んでいないので、失礼があったら申し訳ないと思えますけれども、細江保育園の職員への社会福祉事業団への転職に係る意向調査の実施を不調に終わったという、その理由はどういうことなのか聞かせていただきたいのと、子供の命が不手際でなくなっているにもかかわらず、一方的な取消しはできないという、強い向こう側の意向って、反省というのが全く感じられていないんだけれども、その辺は職員の皆さん、どのように考えているのかしら。

私たち、体育祭、それから今度のお遊戯会等も議員のほうでは、職員の皆さんがしっかりと相手と対峙しているということを考えて欠席にして出しております。そういった部分も鑑みていただければ分かると思うんですけど、その辺を教えていただきたいと思えます。

**○議長（村田博英君）**

子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（前田明人君）**

意向の確認の実施が不調になったという点ですけれども、こちらのほうにつきましては、意向の確認ということで弁護士を通じましてやり取りを行ってきました。そういった中で、市のほうからは何度か意向確認を実施したいよということで、このような形で行いたいということで通知といたしますか、させてもらったんですけれども、そういったことに対しまして、市のほうから一方的にやりたいという話があったとかというようなことで、協議をすべきじゃないかというような形で申し入れがあったりですとか、そのほかに、説明に関する追加の資料を求められたりとかということで、なかなか話の折り合いがつかないというのが現状です。

根本としては、本当に法人のほうは事前に前倒して市へ返すつもりがない、私どものほうは1年前倒してほしいというような、そういうようなやり取りというんですか、行き違いというのが初めからあったというのが根本的なところだとは考えております。

それから、法人の反省に対する考えですけれども、本当に私たちも当然のことながら遺族に寄

り添った形で様々なことができれば一番よかったんだろうなというふうに思います。

それが実現できていないということについては、本当に私の不徳といいますか、仕事ができなかったというようなことで申し訳ないというふうに思っているところですけども、これまで様々なところで、その都度、向こうから反論みたいなものが出てきていたりします。

例えて言うと、市長が1年で遺族のところを訪ねられた後のコメントに対しても、そのコメントはやめてほしいみたいなような発言があったりとか、そういったようなことがありまして、本当にこれまで、その都度その都度、向こうからは反論といいますか、そういったものが出てきたようには思います。

ただ、今回、協議をやらせていただきまして、反省があるかないかは、ちょっと私たちでは判断できないですが、一応、令和7年度以降の細江保育園の運営ができないということについては認識しているよという話、それから運営移管については、運営の移管は令和7年3月にしたいけれども、移管については協力するよという話は、今回の協議に関しては割と早い段階から、向こうから話があったような状況ですので、その辺については、協力のほうは今後求めていくといいますか、できればなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（村田博英君）**

中野議員。

**○13番（中野康子君）**

こういうことを聞くと課長たちの責任みたいにあれして、今もすごく反省の言葉と言ったけど、私たちはそういうことを求めていないんですよ、本当は。だけど、せめて、直接職員さんから不調に終わるまでの話というのを聞く機会というのをいただきたいかなというのは、今のお話の中にあります。

反省が、向こうが変に強く出ている、その姿が、何かこっちに弱みを握られているのかなというふうに逆に感じてしまうぐらいなんですよ。

皆さんそうだと思うけれど、いろいろ聞きたいとは思いますが、結局職員を責めるような形になる、それがつらいんです。その辺は分かっていたきたいなというふうに思っています。

**○議長（村田博英君）**

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

少し前田課長の答弁を補足をさせていただきますと、今年の5月に先ほどの経過説明の中で、社会福祉事業団が運営するに当たって、職員の処遇はこうなるといふところの説明まではしていないといいますか、お互いの協議の下でさせていただきました。

そのときの条件も、早期返納に向けたことでは断るといふことなので、時期のことは言わずに、とにかく事業団が運営したらこうなるんですといふことを、職員の皆さんに、雇用条件の話を見せていただきました。



その後、引き続いて、先ほど中野議員がおっしゃったように、我々としたら、あなたは来ていただけますか、あなたは来ませんかという個別の面接をやりたいということで申し入れをしました。

そこも先ほど申しましたように、早期返納に向けての話し合いだったら乗りませんと、受けませんということで、我々としたら、いや、早期返納に向けて、当然のことながら、我々は令和5年度末で終わる、令和6年度から事業団がやるということを前提に話をさせてくださいと、ずっと平行線で半年きました。

そういう中で、前倒しした返納に関しては、この11月が限度なんですね、いろんな手続を行っていく上で。県への届出もございますし、いろんな手続の上で、期間的にここで判断しないとできないというようなことで、その話し合いについても申出をしていたんですけども、前倒しに関する協議には一切応じませんという返事しかこないんです。

なので、やむを得ないので、その文面を取って、いわゆる指定管理終了後の運営についてというようなことで、そういった期限とか前倒しという言葉を抜いた上で協議をしましょうということで、こちらから文書を出して、それで初めて応じたという状況であります。

そこで、我々のほうから、先ほど資料に従って経過の説明の中にもございましたように、令和5年度末をもって指定管理を終了して令和6年度から事業団が運営する、これは、今だったら間に合うと、行程的にですね、手続的にも間に合う。なので、もう一回考えてくださいという話をしました。そういった中であつたけれども、ここの経過説明にあるように、我々は指定管理満了までやる、その権利といいますか、協定書で言えば、いわゆる市から一方的な解約は、この協定書の内容からしたらできない。なので、我々は協定書の期限までやる権限があるんだという一点張りでありました。

私としても、この協定書からすると、去年の事故直後のこともそうなんですけど、この直後のときもそうなんですけど、我々のほうから一方的に取消しができないものですから、細江保育園でいわゆる不正行為とか事件があつたじゃないものから、我々のほうから、この協定書に基づいて一方的な解約をするというのはできないと私は分かっていたので、当時の理事長、それから増田現理事長に対して、自ら返納してくださいと、この協定書の第38条あるいは第39条に基づいて、自ら返すという意向を示してくださいということで、事故直後に、その申出をよこしたわけですね。ところが、増田多朗新理事長が就任した以降、理事会を開いて、それを撤回するというので、取消しも理事会の裁定をしたということでこちらに来たんですね。

ですので、我々とすると、いや、最初の取消しの早期返納の申し入れについては、ぜひ、それはそのことは守ってくださいということで言っているんですが、理事会を含めて、それが気持ちは変わらずに、ずっとこれまで平行線できたということで、再度、今回も理事の皆さんを全部呼びました。理事の皆さんの総意なんですねということで確認して、最終的には、もう一度理事会を開いて早期返納はしないという理事会決定として文書も。理事会の決定してないの。

理事の総意として、会議の場でも、皆さん協定書の期限までやるんだということできているも

のですから、我々とする、協定書からすると、一方的に返してもらえないんですね。

榛原学園、川崎幼稚園そのものに対しても、県の認可も取り消せないんですよ。あれだけの事件があっても県は認可を取り消していない。まだ県が認可を取り消していれば、やり方はあると思うんですけど、それ以上、法的に行けないというところですね。

ですから、学園側の誠意といいますか、社会的な責任を感じて、申し訳なかった、返しますという気持ちを我々は欲しかったんですけど、そこが示されなかったというのは、私は非常に残念でなりません。本当にご遺族に対して申し訳ないという気持ちでいっぱいあります。本当に残念であります。

ですので、我々とする、できることを、まず令和7年度からは、もともとは令和7年度以降も我々がやるんだと言っていたくらいですので、いや、それはないよということで、これは一切ないということで、そこはずっと突っぱねていて、令和7年4月1日以降は、我々は一切、榛原学園関係は、我々の事業団でやると、これは理解してもらわないとということで、理解も何もないんですけども、それは強引にまた我々がやるということで、少なからずとも最低限、令和7年4月1日からの運営が円滑に引継ぎができる、そこは少なからずとも誠意を見せてほしいということでお話をさせてもらって、円滑な引継ぎについては我々も協力するということで、来年の1月から現職員の意向調査をやらせていただくことについて合意がなされた。

令和6年度に引継保育等を含めて、令和7年4月1日から事業団の運営が円滑に行く、その協力はするということまでが、精いっぱいと言ってしまうのは悪いですけども、職員も本当によくやってくれましたけれども、そこまでの状況だということです。

**○議長（村田博英君）**

そのほか、ございますか。

木村議員。

**○6番（木村正利君）**

今、市長からの答弁でいろいろ分かったんですが、現実論として、議会のほうも予算のところでもいろいろなこととお話させていただいている中で、経緯を見ますと、榛原学園側から9月8日に管理をとということの申出が提出されたという経緯もやってきますと、それから向けた市の客観的に見て、弁護士費用を含めて、実際、税金がかなり投入されていると思うんですね。だから、これが調停して、今、市の方も一生懸命やりながら規定以降の存続についても一生懸命考えていただいているというのは理解できるんですけども、協定の中で、弁護士同士の扱いの中で、市の弁護士費用もかなりかかっていますし、それから、当然、職員の方がやっているいろんな調停もいろんな意味で、当然費用もかかっているという中で、市として全額というよりも、次の市民に対しての税金をそこへ投入しているという中で、来年度に向けてのそこら辺の費用的な負担というか、この調停というのは可能なんじゃないかな。

例えば、全額じゃなくて、その誠意というのが、これからの交渉というか、誠意という意味では、河本千奈ちゃんのお父さんが署名活動をしながらか川崎幼稚園のことをいろんな意味でと言

ったとき、先ほど、中野議員が本当に気持ちを酌んだときに、そういったものは、なかなか私たちができること、相手の誠意という意味では、そういう客観的な交渉というのはできるものかなというのはちょっとお聞きしたいんですが。

**○議長（村田博英君）**

副市長。

**○副市長（大石勝彦君）**

総じて、訴訟になったときに、訴訟費用に関しては勝ち負けがついて、負けた者に請求ができるということはありますけれども、これは、訴訟になる前の段階の話ですから、そういう点では、なかなかそこまでの賠償請求みたいな話は難しいんじゃないかと、それが実態ではないかと思えます。

心としては、まさにそういうところにあるんですけれども、現実問題としてはなかなか厳しいものがあると、そういうことになると思います。

**○議長（村田博英君）**

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

そういったことで弁護士費用もかさんでくる、これからの引継ぎについても、随時、弁護士が入っていくとなると、これからまたその費用が発生します。

ですので、前回の学園側との協議の中では、今回の令和7年4月1日の運営に向けての引継協議、これについては弁護士は入らない、いわゆる事務レベル、担当者レベルで協議していくということで、そこはお互い合意を得ましたので、これまでは全て相手の弁護士が前へ出てくるということで、我々は弁護士を入れざるを得ないという状況でしたので、そういった余分な経費がかさむことは避けましょうということで、お互い事務レベルでやるということについて、合意はいたしました。

**○議長（村田博英君）**

木村議員。

**○6番（木村正利君）**

いろんな意味で、細かいこととお話させていただいたんですが、そここのところの最終の落としどころという意味では、当然、市民の方も注視していらっしゃると思いますので、説明責任として、議員としてのそこら辺のことも聞いておきたかったので、ぜひぜひ、子供たちには罪はありませんので、次年度以降、これから議会としても、いろんな話を詰めていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

私、非常に違和感を持つ部分があるんですけれども、市の対応の中で、市からの一方的な指定

の取消しができないと、この前提に基づいているんなことを市も対応をしているということなんですけれども、昨年9月8日に指定の取消しが先方から申し入れが出ているんですよ、まず。

それで、向こうからの申出を受けて、なくても当然やっぱりそういった話にはなったと思うんですけど、そういった状況の中で、私、市が自ら一方的な、自分たちが一方的な指定の取消しはできないということの表現自体が非常に違和感を感じるんです。それってどういうことかなと思うんですけども、それってどうですか。

それと、なぜかという、この取消しの申出については、理事会の書面決議をしてあるということで、以前報告を受けています。だから、書面決議の有効性というものについて、どこまで弁護士の方で先方に確認を取ったか、それで、法的にそれは有効ではないという、それが出て初めて市もこういう表現を使っているのか、そこを少し経過を説明をお願いしたいと思います。

**○議長（村田博英君）**

子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（前田明人君）**

申出については、やはり市としては、これを受けたときに、これは申出があるというようなことで当然考えておりました。

その後、意思表示は撤回するよというような通知が来たわけなんですけれども、市としては本当に、そんなことを言っても一度出ているものなので、それを撤回というような、撤回に関する事は、通知は通知なんだけれども、一度出たということ自体は事実じゃないかというような形というふうに考えて、これまで事務を進めてきたわけなんですけれども、やはり最終的には、この申出が有効であるか有効でないかというふうな話になったときに、仮に決着がついたとしても、申出が有効であるよという決着しかつかない、その後、結局、申出の後、この申出の措置を決定するには、協議をして決定しなさいよというような協定になっている。申出をすることができるよ、その申出に基づいて決定をするときには協議をして決定しますよというような話になっているということで、最終的にはやっぱり、これまで結局2回しかできなかったわけなんですけれども、協議をやって決めていくしかないというようなところがありまして、そこで、一方的な指定の取消しというのができないというような表現を使ってきたと。あくまでも協議で決定していかないとできないということで使ってきたような覚えがあります。

あと、書面決議の有効性についてですけども、こちらについては、書面決議はあるんですけども、理事会という形、理事会は招集しないと成立しないとかというような、学校法人の関係の規則等がありまして、それがなされていないとかというようなことで、それについて、法人側としては、それも無効みたいな主張をしてきております。

そこら辺を、有効か無効かというような決着をつけるとなると、またそれこそ訴訟みたいな形を取らないと決着することができないということで、こちらのほうとしては、最終的なところまで行けていないというような状況になります。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

申出がただなされたただけだということですがけれども、その申出の趣旨はここに書いてあるように指定の取消、ちゃんと趣旨を述べているわけですよ、その書面の中で。だから、何を協議するかということじゃなくて、それを自ら申し出たということではないかなと思うんですが。

だから、今になると、なかなか蒸し返してというのは大変だし、それ以上、何をということは言わないですが、ただそういった意味で、今回の件は、私は違和感を非常に持っている、それは、先ほど中野議員が言われたように、市側としても弱みがあるんじゃないかと、どうしても見えちゃうんです。

でも最終的に指定管理満了以降も自分たちのところで経営したいというのを、そこで切るまでもっていった、そのために市のほうも、ある程度相手のことも聞きながらいかないとという落とし場所を見いだすためにというふうにも感じるんですが、そういったことで、弁護士費用も、この質問に関してですが、もし裁判をやって勝てば、先ほど副市長が、訴訟が起きていないから弁護士費用の請求ができないよというの、それも多分、一体的にできるんじゃないかなと思ったんですが。

**○議長（村田博英君）**

子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（前田明人君）**

今回、指定管理以降のものについてはやらせないよというようなところについては、これは当初から市のほうとしては、榛原学園と約束しているのは、あくまでも令和7年3月31日までのことしか協定で約束していないよと、その後のことについては、一切約束していないし、今まで話もしていないよというようなことで、それについては、延長の話がないというか、こちらとしては、話し合う必要、今回、榛原学園側から申出は無効だよというようなことを言ってきて、私たちが協議を求めると、そここのところは無効なものだから、私たちに話し合う理由がないというようなことを言ってきましたけれども、それと同様で、これ以降の話については、榛原学園側と私たちが話し合う項目ではないというような形で当初から考えておりました。したがって、これについては初めから強く言ってきたつもりであります。

あと、本当に違和感があって榛原学園側にちょっと弱みがあるんじゃないかみたいなようなところについては、特にそういったところは当然考えていなくて、この条文を読んでいく中で、第1項のところには、榛原学園が取消を希望するときに申出ができるよとは書いてあるんですが、第2項のところ、甲は申出を受けたときに榛原学園との協議を経て処置を決定するというような文言があったものですから、どうしても協議において決定しなければいけないんだなという思いがあって、これまで進めてきたと、そのような形になります。

**○議長（村田博英君）**

副市長。

**○副市長（大石勝彦君）**

今、申出の有効性のお話がありましたので、そこをちょっと補足させていただきますけれども、法的に申出が有効かどうか、これは、まず最初の申出は理事長からの申出がありました。これは、後で理事会の承認を得たというのか、持ち回り決議みたいな形でやったということで、これについては榛原学園の弁護士から、それがどうなのかという課題提起みたいなものはされておりますが、それはちょっと置いておくとしても、その後には別の理事会が開かれて、新たに理事会が開かれて、その前の決議を否定した。この場合、最初の申出が有効かどうかというのは、実は法律적으로는分かれています。最初の申出が有効だという判例も実はあります。

ただ一方で、後の理事会決議のほうが有効だという二審判決も実は出ているものがありまして、ですから、最終決着として、どれが正しいのかというのは、まだ、いまだ法律的には解決されていないという問題があります。となりますと、この有効性を法的な決着をさせようとする、多分、相当な年月がかかるということになります。

そうしますと、その当時でも細江保育園の指定管理は令和6年度末までの話ですから、裁判だけでも、もっと多分いってしまおうと。そういうことになれば、裁判費用ももっとかかっちゃいますし、勝つか負けるかどうかは分からない。そういうことをやっているうちに細江保育園の指定管理の期間が切れてしまいますので、その間、榛原学園側との友好的環境が保たれていなければ、子供たちに影響が出てしまう、子供たちの保育に問題が出てしまうと、そういうこともあるものですから、それは弁護士とも協議をした上で、なるべく子供たちに影響がないように、そして、世論を盛り上げるような形で、それで戻していくと、そういう作戦を取っていきましようというような話でやってきたものですから、こういう状況になっているというのはご理解いただきたいと思えます。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

分かりました。前々からこの件は確認していたんですけれども、今、副市長が言われたように、ある程度、こっちの手の内というか、それも少し説明してもらえよう機会がなかったものですから、そういうことだったのかというのを再確認できたものですから、それはいいです。

それともう一つ、今、千奈ちゃんのお父さんが署名活動をしている中で、始めるときに市のほうへも要望というか、来たと見たんですけれども、それってどうなっているんですか。どういうものが来て、今それについてはどういう対応をしているかって、全くあれですか、聞きおく段階ですか、どういうところですか。

**○議長（村田博英君）**

子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（前田明人君）**

今回の署名について、署名を始める前に遺族の方が、一度、確かに見えられたんですけども、そのときには、署名を手伝うよと言ってくれている協力者がいるということで、それで、署名するに当たって、何か様式とかそういった決まり事とかがあるのかというようなことで質問に見えられました。

それで、署名の内容については、そのときには、榛原学園への閉園のことは言われていたんですけども、市側へとかという話は、そのときにはまだ一切なくて、うちのほうも、署名のことは分からないので、選挙管理委員会の担当課のほうに署名のことをと聞いてみますよというようなことで、確認して、選挙のようなリコールみたいな感じですが、類いのような、本当にルールが決められているものは、いろいろと様式ですとか記載事項とかがいろいろ決まっているけれども、1人1人の方がこういった思いがあるんだよということを求めるときには、特に決まり事はないよというようなことだったので、その旨を遺族の方にお伝えして、それから以降は、一切、私どものほうには連絡は来ておりません。

ですから、私ども市のほうに、市のほうで交渉しろとかというような要望が載っていましたがけれども、あれは署名を見て初めて知ったというような状況であります。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

それでは、事務的な手続の方法とか、それを聞きに来ただけで、それ以後、市に対してこうしてくれと、少し載っていましたがけれども、その話は全くしていないし、そのようになっているわけですね。

分かりました。

**○議長（村田博英君）**

石山議員。

**○1番（石山和生君）**

確認させてください。

最初の申出が有効かどうかというところは、裁判すると長くなってしまって細江保育園のほうで子供たちに迷惑がかかるというようなお話があったと思います。

細江に関しては、そのとおりというか、そのほうに進むんだと思うんですけども、静波のほうはもっともっと、そもそもの契約が長いと思うんですけども、これはこのまま、要するに指定管理が終わるまでは細江はやるという決断が、そのままそのロジックが静波までいってしまうと、長くなってしまふのかなと、ちょっと心配というか、思っているんですけども、契約期間が長いので、先ほどの話だと、そこが有効か有効じゃないか、仮に有効なんだとすると、それに向けた協議というのが、してくれないんじゃないかみたいなお話があったと思うんですけども、裁判のほうで有効なんだったら、その協議というのを、しっかりと協議をちゃんと進めるようにというような裁判はできるんじゃないかなとちょっと思ったんですけども、そこら辺の考え方

ってどうなっているのかなというのをお聞きしたいです。

**○議長（村田博英君）**

副市長。

**○副市長（大石勝彦君）**

先ほど申し上げたとおり、今、判例の中では、両方可能性があるという状況になりますので、もし、これを本当に裁判で争うということになれば、恐らく最高裁までいってしまうと。そうすると、市にとっての負担というのは相当な大変なことになりますので、その決着がいいのか、あるいは、もう少し協議の中で何とかしていくことがあるのか、そこはちょっとこれから考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

**○議長（村田博英君）**

ほかに。

副議長。

**○15番（原口康之君）**

1点だけ、少し。

いろいろな、これからというか、いろいろな基本の協定というか、その部分に関して、今回、命に関わるようなあれがあったわけですがけれども、そのほかの基本協定とか、そういったところに関しては、今回のこの協定がたまたま落ちていたのか、ほかの協定も同じような感じなのかというようなところを少し説明してください。

**○議長（村田博英君）**

子ども子育て課長。

**○子ども子育て課長（前田明人君）**

公私連携型の保育所の協定については、この案件しか、まだ市の中には実績がないので、これが、この当時参考にさせてもらった協定に最も近いものということになっているかと思えます。

ただ、先日の文教厚生委員会のほうでもちょっと説明させていただきましたけれども、あおぞら保育園が、今後、公私連携型の保育所として協定を締結するような形になるかと思えます。こちらのほうでは、有効期間を短く区切るとか、審査をやって延長しないことができるような規定を設けるだとかということ、説明したとおり、即時返却というのはちょっと難しいかもしれないんですけども、ある程度の規制といいますか、抑止力を持ったような形の協定という形を考えていくとさせてもらっておりますので、今後については、法的なところはもう少し詰めないといけないとは思いますが、こういうような形で見直しをかけていきたいと、そのように考えております。

**○議長（村田博英君）**

副議長。

**○15番（原口康之君）**

本当に、市民の命に関わるような協定もあると思えますので、その辺、十分、命に寄り添うよ



うなね、協定にさせていただきたいなと思います。

以上です。

**○議長（村田博英君）**

ほかになければ、この質問については終了いたします。

それでは、次の報告をお願いします。

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

2点目でございます。

学校施設整備基本構想・基本計画の策定についてであります。2校の義務教育学校をつくるための新しい学校づくりの検討については、これまでに相良、榛原両地域で、それぞれ合計7回の新しい学校づくり検討会を開催いたしまして、委員の皆さんから学校施設整備基本構想・基本計画（素案）へのご意見をいただいたところであります。また、市議会の皆様からは、臨時の議員全員協議会において、素案へのご意見をいただきました。

市では、これらの意見を基に、学校施設整備基本構想・基本計画（案）を作成し、12月にパブリックコメントを実施した上で、1月下旬に計画策定を行っていく予定であります。また、市議会の皆様には、改めてご意見を伺う予定であります。

引き続き、市民の意見を反映した中で、変化する社会や教育に対応でき、子供たちのよりよい学びや育ちを支え、地域の方も学校で活動できるような学校施設になるよう検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

**○議長（村田博英君）**

以上で市長報告を終わりますが、全体を通して何かありましたら。

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

市長に確認というか、聞きたいんですけども、今アリーナを建設中で、これは既に基本的には決まった話で、何で今さらというようなことを言われるかもしれないんですけども、いつだったか、担当課のほうへ会議で確認したことがあるんですけども、ネーミング、「Gas One アリーナ」というね。そこを将来使う予定をしている皆さんから、「Gas One アリーナ」という名前自体が、受ける印象が、業者にはしてみればね、一つのGas Oneというキャッチフレーズか何かあるので、それは業者としては売りにと思うんですけども、市がこの施設をもって、それであそこにずっと、見晴らしのいいところでGas Oneというのを掲げていること自体がどうかなということで、よく言われるんですけど、率直なところで、市長どうですかね。今後、それをずっと継続していくのは、市長の直感的な。もうちょっと優しい感じのほうがいいかなと私も思うんです。

**○議長（村田博英君）**

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

確かにそういったご意見、感想、あろうかと思いますが、これは一連の手続を経て、公募手続を経て、そして審査会も設ける中で採用した話ですので、それを私のほうから、ふさわしくないと、駄目と言う権限もないというか、一定のルールに従って決まったものでありますので、これは私としては受け入れるというか、行っていくということでありまして、G a s O n e ということではありますが、全国ネットでかなり大きい法人なんですよね。ですので、これまでもいろんな大会、例えば田沼の駅伝だったり、そういったことに対しても毎年、ご寄附をいただいている法人であります。災害協定等も締結させていただいて、当然エネルギーを持っている会社ですので、災害時にもいろんな形でご協力いただける。あるいは、今、ゼロカーボンの関係もございませぬけれども、G a s O n e アリーナに関して、いわゆる再生のガスの提供とか、そういったこともいろいろ考えていただいておりますので、そういった意味では、G a s というところが少し引っかかるかもしれませんが、決して悪いイメージというか、とにかく静岡ガスなんかも、すごく貢献していますし、冷暖房に関して、ガスのほうがCO<sub>2</sub>排出量が少なくて効果的で、費用対効果もガスのほうがいいというようなことも言われておりますので、そういった意味で、私としては決まったことですので、10年契約ですので、それについては、そのまま受け入れていくという考えです。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

ここで市長がそれを否定するようなことはとてもコメントとして言えないし、私が心配しているのは、先ほど言ったように、市民のほうからそういう声を聞くものですから、一応とにかく、どうだということを確認しておいてくれということも言われているし、私もルールの中で決まった以上は、これをなかなか動かすのは大変だと思うんですけども、もしかすれば、いい名前だなというふうにみんなに浸透していく可能性もあるし、それは今後の推移を見守るしかないかなと思いますけど、そういう意見があるということも、市長の耳のほうへ入れておきたいなど、そういうことです。

**○議長（村田博英君）**

ほかには。

中野康子議員。

**○13番（中野康子君）**

先ほど、市長、亀田総合病院のことのお話の中で、私たちも委員会で亀田総合病院のほうへ、千葉大の高木先生のご紹介で行かせていただいております。その中で、ダヴィンチの話が出ましたけど、中古というのは、今の榛原総合病院のほうに今度入る。もう中古が入っている。新しくするということ。

すみません。ありがとうございます。よく分かりました。

**○議長（村田博英君）**

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

言葉足らずで申し訳ございません。東上理事長が就任直後に私のところへ訪問いただきました。そのときに東上理事長からは、この地域から多額の地域医療交付金をいただいているということで、これまでは積極的なそういった活用というのをしてこなかったけれども、私としては、それは地域へ返すものだというふうに思っています。

ですので、医師確保の面からも、最新鋭のそういった医療機器、これを入れることによって、医師確保が可能になってくるということとか、あるいは、そういったダヴィンチを使えるドクターを連れてくるというんですかね。ということで、地域医療を守るための一つの戦略として、最新鋭の機械も入れると。当初は、新車を入れるつもりだったんですけど、途中で中古になっちゃったんですね。そういったことから、いや、それではまずいよということで、来年度になりますか、新品を入れるという話をいただいたということでもあります。

それから、もう一つは、京都大学の医学部から医師の派遣をいただくための寄附口座、これも設けていただく話が内々進んでいますので、最後の調整ということで、30日に、私と森田委員長と関事務長とで行ってまいります。そこをつないでくれるのが、初期に1年半ほど来ていただいた循環器内科のプロフェッショナルの末吉先生がつないでくれるということでありましたので、昨日、末吉先生ともお会いして、その辺の確認をさせていただきました。

**○議長（村田博英君）**

植田議員。

**○10番（植田博巳君）**

田沼意次侯が大河ドラマ化の準主役ということで、それに向けて、これからいろんな地域おこしのために、いろんなことが出ると思うんですけれども、市のほうの、どんな体制で、どのように行くのか、その考え方を教えてください。

**○議長（村田博英君）**

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

これまでの大河ドラマの経験上といいますか、その地域、地元の市町の行ってきた体制でありますとか、いろんな事業がたくさんございます。そういったものを踏まえて、今持っている仕事と兼ねてやるというのは、これは不可能だろうと。それだけということではないと思いますけれども、専門の部署を私としては設けたいということで、また、今後ある程度、来年に向けた組織の関係が、今協議していますので、検討していますので、その節はまた、年明けぐらいになるかもしれませんが、お話をさせていただきたいと思います。

私としては今、大河担当の部署をつくりたいということで考えています。フィルムコミッショ

ンも含めて、しっかり取り組みたいなど。それから、シティプロモーションも含めて、それから交流人口の拡大等へつながるような、そういった形で取り組んでいきたいというふうに思っています。

**○議長（村田博英君）**

植田議員。

**○10番（植田博巳君）**

これはすごいチャンスだと思うし、やはり関連人口、関係人口も増加するし、地域というか、牧之原市自体が、よその全国から、世界から注目を浴びるといような形になると思うので、ぜひ、そのようにお願いしたいなと思います。

以上です。

**○議長（村田博英君）**

市長。

**○市長（杉本基久雄君）**

そういったことで、来年度から関連の予算をつけて準備していく必要がありますので、それなりに今、事前の見積り等も取ったりして調整していますので、また議会の皆さんにも、そういった予算のご理解をいただくような形で、事前に報告もさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（村田博英君）**

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

では、以上で、市長報告を終わります。

ここで、ちょっと時間が過ぎましたので、10時20分まで休憩とします。

〔午前 10時07分 休憩〕

---

〔午前 10時16分 再開〕

---

**3 議長・関係議員・委員会報告 (1) 会議等の結果**

**○議長（村田博英君）**

それでは、休憩前に引き続き、議長・関係議員・委員会報告を行います。

まず、私のほうから。

11月10日、臨時会（改選）がございました。

それから11月12日、勝間田城趾547年祭が行われました。午前中、神事が行われ、午後、小和田哲夫先生の徳川家康と勝間田城についての講演がございました。450人という大勢の方が聞きに来られました。

それから、14日、15日、16日と、正副議長で挨拶回り、13市町に行っていました。島田市

の庁舎が新しくなって、移転を完了しておりました。インフラは、まだこれからだということでございます。

以上でございます。

そのほか、皆さんのほうから。

濱崎議員。

**○ 9 番（濱崎一輝君）**

11月16日、駿遠学園管理組合の定例会が開催されました。定例会では、報告1件、認定1件、議案1件の全3件が上程されまして、全て承認、可決されました。今定例会で、藤枝市、焼津市、吉田町選出の議員の改選がありまして、新たな議員が紹介をされました。これまで、吉田町と川根本町に関しましては、議員が一人ずつ選出されておりました。これまで、吉田町と川根本町にしましては、議員が一人ずつ選出されておりました。監査委員が吉田町選出の議員になっておりましたけれども、今定例会によって、新たに川根本町の議員が選出をされました。

以上でございます。

**○ 議長（村田博英君）**

ほかには。

[「なし」と言う者あり]

---

**3 議長・関係議員・委員会報告 (2) 議会運営委員会**

**○ 議長（村田博英君）**

それでは、議会運営委員会の報告をお願いします。

加藤議員。

**○ 5 番（加藤 彰君）**

議会運営委員会、11月13日の報告をいたします。

まず、アでございますけれども、11月定例会ということで、提出予定議案について、総務部より説明がございました。資料1のほうを見ていただきたいと思います。報告が2件、議案が21件ということであります。

次に、委員会付託についてであります。議案第65号から第68号は文教、第69号、第70号は総務、第71号は文教、第72号、第73号が総務、第74号は文教、第75号は総務、次ページになります。議案第76号から第79号は文教、議案第80号から第81号は総務、そして第82号は文教ということで、よろしくお願いをいたします。

次に、イであります。人事院勧告に基づく期末手当の取扱いについてであります。資料2のほうになりますけれども、令和5年度給与勧告の骨子について、こちらは事務局のほうから説明をお願いいたします。

**○ 議長（村田博英君）**

事務局。

**○ 事務局書記（植田容子君）**

それでは、資料2のほうをお願いします。

こちらですが、令和5年8月7日に人事院勧告が行われ、10月20日に閣議決定がされています。

こちらが、給与勧告の骨子、2ページ目が、給与改定の内容と考え方ということになります。

主な改正のポイントとしましては、1ページ目のところですね、ご覧ください。一つ目が、民間給与との格差を解消するため、初任給を引き上げる。二つ目として、ボーナス0.1月分の引上げ。三つ目として、在宅勤務等手当の新設となっています。

議員報酬に関係するものというところ、ボーナス0.1月分の引上げというところになります。

3ページ目をご覧ください。こちらがボーナスを引き上げた場合の影響額や支給額の表となります。

一番上の表のところ、改正前、現行では年間支給月数3.6ですが、ボーナスを年間0.1引き上げるということになった場合は、改正後の年間支給月数は3.7ということになります。年間支給月数増減額、その隣の年間支給増減額合計という欄は、今回改正した場合の影響額で、ご覧のようにそれぞれ増額という形になります。

真ん中のところの表ですが、令和5年分期末手当の支給額の表となります。今回改正する場合は、6月の期末手当は既に支払済ですので、12月の期末手当を0.1月引き上げまして、1.9支給するという形になります。

一番下の表です。令和6年以降につきましては、一番下の表のように6月と12月にそれぞれ0.05ずつ均等に割り振りをして、1.85ずつ支給するという形になります。

市では令和5年の人事院勧告に準じまして、職員の期末手当、勤勉手当を0.05ずつ引き上げます。それに伴い特別職の期末手当を0.1月引き上げるという改正を行う予定であります。

議員の期末手当の取扱いにつきましても同様に扱います。それについての改正については、この後の協議事項の中で説明をしたいと思います。

私からの説明は以上です。お願いします。

#### ○議長（村田博英君）

加藤議員。

#### ○5番（加藤 彰君）

次にウになりますけれども、令和6年度当初予算議会費についてでございます。これにつきましても、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○議長（村田博英君）

次長。

#### ○事務局次長（本杉裕之君）

資料の3をお開きください。

こちらですけれども、財政課によりまして1次査定を11月10日に受けました。

査定を受けた時点で修正するところは修正したのになります。令和6年度の議会費の当初予算ですけれども、まず議員報酬等、ここの最初の報酬ですけれども、ここは、今年度は改選によ

る議長、副議長の重複がありましたので、そこがなくなるということで2万2,000円の減、期末手当につきましては、こちら今お話ありましたように、期末手当の数字の変更が出てきますので、100分の180が、100分の185になるということで51万3,000円増で、共済費につきましては負担金率の変更が来年はあります。0.315から0.293による減によりまして114万円減という形になります。

議会運営費につきましては、報償費につきましては、その他謝礼の減であります。昨年、三戸町、今年、人吉市ということで友好都市の表敬訪問がありましたので、令和6年度につきましては友好都市への表敬を見送っております。友好都市が松川町、もう1市あるんですけども、そちらにつきましては、令和6年度に計上しようかどうかというところで、それこそ松川町が来年改選があります。私たちの改選が令和7年度になります。また、令和7年に牧之原市の合併後の20周年記念式典がありまして、そこでおそらくこういった友好都市の議長さんたちがみえられる形になりますので、このコロナ禍で、数年、決まった、人吉市、三戸町、松川町と、私たちが行って、向こうが来てと、そういった定期的な流れでやっていたものがここ数年のコロナの関係で、その辺が不定期になってしまっていたので、3市の議長さんたちが集まったときに、また、コロナ前のように交流していったらどうかというような、その辺もまた話をする中で、また再開をしていったらどうかと思っております。ですので、令和6年度につきましては、松川町への友好都市の表敬訪問は見送っている形となっております。

費用弁償ですけれども、これは令和6年度は役員終了、市議会議員共済会代議員でありますことが、来年は役が終わります。今言いましたように、友好都市表敬訪問を令和6年は見送っていることによりまして161万9,000円の減。需用費につきましては、タブレット端末用消耗品の購入ということで、それと印刷製本費の見積額が増。これは、来年度タブレット端末の使用料の契約期間が満了しまして、新しい新規のリースの契約を3年間の長期によるものをやる形で、今のタブレットが最新のものになる可能性がありますので、それに対応しましたケースでありますとか、アップルペン、それを新機種に対応したものに換えなければならないことが予測されますので、そちらのものを計上しております。91万2,000円の増。

役務費につきましては、筆耕翻訳料の見積額の増で18万8,000円の増。委託料につきましては、会議録検索システムデータ変換業務委託料の見積額の増による4万3,000円の増。使用料につきましては、タブレット端末使用料の契約満了に伴う1年間の契約満了割引が終了します。それで新規のリース契約を結ぶことによりまして、入替手続等による増です。今、事務局のタブレットが1台足りない状態になっていますので、リースを新規で結び直すときに、今皆さんのと事務局合わせて20台なんですけど、それを21台にする予定でいます。それで148万4,000円の増。

備品購入費の22万円ですけれども、これは今、議員図書室にありますパソコンが9年、10年ほど入れてからたっておりまして、動作の不具合がかなり見られるということで、今回議員活動用のパソコンの購入ということで、22万円を計上してあります。

次に負担金、こちらは負担金の見直しによる増で1万円の増。

議長交際費につきましては、今年度並みに要求をしておきます。

議会事務局運営費につきましては、旅費が、事務局職員の会議随同行費用の減、これも役員終了によるものと、友好都市の表敬訪問を見送ったことによりまして、31万8,000円の減。

需用費につきましては、今年度と同等額。

備品購入費につきましては、こちら22万円、事務局にありますパソコン、こちら議員さんが使われているパソコンと同年に購入しておりまして、9年、10年たっております。それで、事務局用のパソコンにつきましては、外部からのインターネットメールを受ける形になっておりまして、今、メールの受信にかなり不具合が出ている形もありますので、新たなものを購入して、インターネット接続用のパソコンとして事務局に配備したいと考えておりまして、要求しております。

負担金につきましては、今年と同等の金額となっております。

議会費の合計なんですけれども、令和5年度の当初予算額と比較しますと、48万3,000円ほど増額するような形で、今現在、1次査定を受けております。ですので、まだこの後、2次査定、3次査定を受けまして、このままで行くか、新たに増減が指示されるかによりますので、また最終的には、2月の定例会の前には、令和6年度予算が固まりますので、皆さんの前で詳細を私のほうから説明するような形を取りたいと思っておりますので、まずは1次査定の結果として、本日、報告させてもらっております。

以上となります。

#### ○5番（加藤 彰君）

次にエでありますけれども、令和6年度の議会スケジュールについてであります。資料4のほうで、これも事務局のほうより説明をお願いいたします。

#### ○議長（村田博英君）

次長。

#### ○事務局次長（本杉裕之君）

では、資料4ですけれども、令和6年度の議会のスケジュールとなります。こちらは、申し合わせ等を書いてありますように、基本となっております議会運営委員会閉会中については、毎月5日、定例会前については開会日のおおむね1週間前、常任委員会協議会は、原則として毎月11日に総務建設委員会協議会、12日に文教厚生委員会協議会、定例会前は25日を前後の開催と基本とし、合同による協議会とする、議員全員協議会につきましては原則毎月17日と、こういった申し合わせ事項がありますので、それを反映した形のものとなっております。

それで、左側のその他会議のところ、今現在分かっています動きとかは入れてあるような形を取っております。

それで、9月のところまで動かしてもらいまして、9月の定例会が、初日が9月2日で最終日が10月2日、11月定例会につきましては、11月26日が初日で12月20日が最終日、2月定例会につきましては、2月25日が初日となりまして、最終日が3月25日という形で日程のほうを組ませて



いただいておりますので、また、その都度、行事が入っていくような形になりまして、全協のときには2か月分をまた皆さんにお知らせすると。LINE WORKSのほうのカレンダーのほうにも反映していく形になりますので、全協で報告する2か月分の予定でありますとか、LINE WORKSのカレンダーでありますとか、あと議会事務局内のホワイトボードのカレンダー、その辺を確認していただきながら、皆さんには出席のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上となります。

**○5番（加藤 彰君）**

次に、オとしまして、議会の防災訓練になります。12月3日に地域防災訓練があります。こちらは、5のその他（1）のほうで事務局より説明をお願ひしたいと思ひます。

次に、カ、牧之原市議会議員連絡網について、資料5になります。こちらでも事務局より説明をお願ひいたします。

**○議長（村田博英君）**

次長。

**○事務局次長（本杉裕之君）**

資料の5をお開きください。こちらの最終ページになりますけれども、牧之原市議会議員連絡網というものがあります。今回の改選に合わせて、変更をかけております。

こちらにつきましては、皆さんに水色のファイルで配ってある申し合わせの中に含まれているものになりますけれども、フォルダの中に、一番最初のところに戻りますと、議会例規等フォルダというところに、データ版の条例、規則・申し合わせ事項等ということで、皆さんに紙で配ってあるファイルのデータ版が入っております。これを、今回、新しくなったものに更新をかけて、また入れておきますので、お願ひしたいと思ひます。

基本ペーパーレスで動いておりますので、紙のファイルのほうを差し替えたい場合は、ご自分で印刷をかけて、差し替えをお願ひしたいと思ひます。

今後、この申し合わせにつきましては、データ版を更新をかけていくような形を取りますので、そちらのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

フォルダの場所ですけど、ホームの一番最初のところに戻ってもらいますと、水色のフォルダで、右側から3番目に水色のフォルダで議会例規等フォルダというものがあります。その中に入っております。申し合わせにつきましては、よろしいでしょうか。

以上となります。

**○5番（加藤 彰君）**

以上です。

---

3 議長・関係議員・委員会報告 （3） 総務建設委員会

**○議長（村田博英君）**

それでは、総務建設委員会。

○9番（瀨崎一輝君）

総務建設委員会に関しては、特にございません。

---

3 議長・関係議員・委員会報告 （4） 文教厚生委員会

○議長（村田博英君）

文教厚生委員会。

○2番（谷口恵世君）

文教厚生委員会も同じく、特にありません。

---

3 議長・関係議員・委員会報告 （5） 議会広報特別委員会

○議長（村田博英君）

議会広報特別委員会。

種茂議員。

○8番（種茂和男君）

議会広報特別委員会のほうも、特に会議等ありませんでした。

---

3 議長・関係議員・委員会報告 （6） 議会改革特別委員会

○議長（村田博英君）

議会改革特別委員会ですが、この後、委員会を開きます。

以上です。

中野議員、どうぞ。

○13番（中野康子君）

友好都市の長野県の松川町のほうの、議運で決定されたことなんでしょうかね。令和6年が相手先が選挙、令和7年がこちらの選挙ということで、2年間行かれない。そうすると、1期生はこの4年間で松川町へ行く機会がないという、そういう報告でよろしいのかなというのと、市議会手帳の配布というのは今後どうなるのかしら。市議会のほうの手帳。毎年11月末ぐらいにいつもあるじゃないですか。

○議長（村田博英君）

次長。

○事務局次長（本杉裕之君）

手帳のほうは、今発注済で納品を待っているような形になります。

松川町のほうですけど、令和6年度は見送ったんですけど、場合によって令和7年度に要求を上げて、改選前に行くことも可能だとは思いますが、来年度につきましては、松川町さんのほうが改選があるということだったものですから、それで令和6年度は見送っている形です。ですので、令和7年度にまた、そこは相談をかけて計上することは可能だと思っていますので。

**○議長（村田博英君）**

中野議員。

**○13番（中野康子君）**

これって議運で決めて行くじゃないですか。だから、本来は議運の中で決めていくことだと思います。それで、令和6年、令和7年を見送っちゃうと、1期生が次みんな当選してくれば、当然、次は行けるけど、4年間で姉妹都市へ行くという原則が、ちょっとあれかなと思ったので、聞かせていただきました。

**○議長（村田博英君）**

次長。

**○事務局次長（本杉裕之君）**

コロナが挟まりまして、三戸町と人吉市のほうも、最初の頃は予定どおりに行っていないんですよ。人吉市につきましては、私たちが2回ほど行っているんですけど、その間に人吉市も豪雨の災害があったりとか、コロナもあってということで、人吉市に関してはすごく時期が予定どおりには行けていないです。

三戸町につきましては、コロナではありましたけれども、予定どおりで向こうと調整しながらやっていたものですから、三戸町が来て、翌年にうちが行くと、その流れでうまく三戸町は行けているんですけども、松川町はちょっと前から向こうもいらしていないのと、うちもコロナの関係で行ってないというのがありまして、定期的に行われていないんですね。それもありまして、どこかの機会で、またこの三つの友好都市に関しては、調整を取りたいとは思っています。

令和7年にうちのまちの20周年の合併の式典がある中で、またそういったところでも再開をしていきたいというような形でやっていったらどうかなとは思っておりまして、令和6年度につきましては見送っておりますけれども、令和7年度にまた計上、皆様のご意向を聞いて、決定していきたいとは考えております。

以上です。

---

**4 協議事項（1） 包括連携協定等の締結状況について**

**○議長（村田博英君）**

それでは、4番の協議事項に入ります。

包括連携協定等の締結状況について、資料6についての説明をお願いします。

総務部長。

**○総務部長（大石光良君）**

それでは、包括連携協定及び連携協定締結後の取組について、10月の議員全員協議会のほうで説明をさせていただきましたけれども、その際に、経費がかかっているのかということと、他の事業で、キャンプ関係の業者との締結を結んだものがどうなっているかということと、ライザップとの事業の実施についてどうなっているかということでご質問をいただきまして、その件につ

いて、本日は回答させていただくということで、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、資料のほうをご覧くださいと思います。

今回、前回出させていただいた資料の一番右の欄のところに、経費ということで載せさせていただいております。横棒になっているところは、特にその業者に対して支出はしていないというようなものになります。

5番のところで、田沼の関係で、東京のスカイツリーで場所を借りてPR活動を行いましたけれども、それについては75万円ぐらいの経費がかかっているということでございます。

次の2ページ目に行ってくださいますと、情報交流課の関係になりますけれども、牧之原のシティプロモーションのアドバイザーをお願いしたということで、これについては、東武トップツアーズの利重様という方なんですけれども、市のほうに訪問していただく旅費等について支出をしているということでもあります。

6番のANA総合研究所、現在はANAあきんど株式会社ということになりますけれども、これについては、内容的には、それぞれ事業を委託して実施をしたということですので、それぞれの委託の経費を載せさせていただいております。

次に、8番のトキワホールディングスの関係ですけれども、男女共同参画の関係の委員をお願いしているということで、委員の報酬のみを支出しているという状況でございます。

9番の中北薬品の関係ですけれども、これについては、認知症の普及啓発イベントの機器の貸出等をしていただいておりますして、令和4年度には1万5,000円、5年度も同様の金額を、機器の使用料として支払いをしているということでございます。

次の脳の健康チェック会での脳機能の検査機器の借用、人材派遣の関係ですけれども、これについては1回当たり1万5,000円を支出しているということでもあります。

次のページに行ってくださいますと、10番の日本ライフセービング協会の関係です。これについては、海水浴場の関係の認定を取るということで、3年間で60万円の費用がかかっているということなんです。

次の13番の大塚製薬の関係ですけれども、これについては、市民講座とかシンポジウム、講演会等が予定されておりますけれども、市が負担するものは花代とか、その程度で、講師料等については、そちらのほうで負担をしていただけるというようなことになっております。

熱中症の啓発資材についても、大塚製薬のほうから資料のほうを提供していただいているということでもあります。

15番の伊藤園の関係については、お茶の認知症の予防の講座の関係ですけれども、今後協議をして決定をしていくということになっております。

最後のページになりますけれども、連携協定の関係になりますが、10番のVELTEXスポーツエンタープライズの関係ですけれども、市内でのミニバスケットチームを対象としたバスケット教室をしていただいておりますけれども、これについては講師の派遣ということで、5万6,100円を支出しております。今後、多目的体育館におけるプレシーズンマッチ等の開催もして

いただくということで、今調整中ですけれども、この辺については、今後、協議をして決定をしていくということになっております。

あと、別件として、MIJBCの関係で、キャンピングカーとかを貸出しをしたりとか、そういうような業者と連携協定を結んでいるんですけれども、これについては、浙江龍之游旅游開発という会社なんですけれども、ここの董事長さん、普通でいうと社長さん、会長さんという方なんですけれども、平成29年に締結をしたんですけれども、目の病気をされて失明をされてしまったというようなことで、現在は会社のほうは倒産をしてしまったということですので、今動きのほうはないということでありませう。

もう1件のライザップの関係については、平成29年に実施をしておりますけれども、平成28年の3月くらいから平成29年の6月くらいまでにかけて実施をしているんですけれども、これについては、委託契約を結んで実施をしているということで、ライザップ健康教室、体力年齢マイナス10歳というようなことで実施をしておりますして、平成29年8月10日の文教厚生常任委員会協議会のほうで、実施の内容については報告をさせていただいておりますので、その内容について、またご確認をいただければというふうに思います。

説明のほうは以上となります。

**○議長（村田博英君）**

説明は終わりました。皆さんから何かご質問がありましたら。

種茂議員。

**○8番（種茂和男君）**

資料番号の8番のトキワホールディングスですか、これは以前、説明があったとき、年間契約が500万円ぐらいかな、記憶によると、言われていたんですけど、今回、委員の報酬のみと書いてあるんですけど、これは委員の報酬にどのくらい費やしているか教えてください。

**○議長（村田博英君）**

総務部長。

**○総務部長（大石光良君）**

これは、男女共同参画の推進会議という会議ですので、今年の8月22日から開催をしているんですけれども、1回、2回くらいの開催だものですから、通常で3,500円とかという報酬になっていると思いますので、その金額だけだと思います。

**○議長（村田博英君）**

ほかには。

濱崎議員。

**○9番（濱崎一輝君）**

10番のライフセービング協会についてなんですけれども、3年間で60万円ということで、1年間20万円になりますけれども、ちょっと金額が高いかなと思ったんですけれども、内容について教えていただけますか。

**○議長（村田博英君）**

商工観光課長。

**○商工観光課長（浅井大典君）**

ライフセービング協会との協定に基づきまして、認定海水浴場ということなんですけれども、専門の審査員に来ていただきまして、まず、海水浴場の地形だとか、状況によってちょっと波なんかは変わってしまうんですけど、波の状況、ライフセーバーの配置状況、放送設備であるとか、看板の案内表示であるとか、トイレであるとか、いろいろなものを細かく審査項目がありまして、チェックをしまして、審査に合格すれば認定するというので、ある種すごい安心安全で、家族で来ても、誰が来ても楽しめる、安心安全な海水浴場だよという、ある意味お墨つきをいただくということになっているんですけれども、県内では牧之原市が1号認定ということで、ほかでは下田市ということなんですけれども、それで広くライフセービング協会から、ホームページ、あるいは様々なツールを通じて、牧之原市はこの認定海水浴場でお墨つきで、安心安全で海水浴が楽しめますよということで、広く宣伝していただくというような協定になっております。

**○議長（村田博英君）**

濱崎議員。

**○9番（濱崎一輝君）**

いわゆる調査料という感じですかね。かかっている金額に関しては。

**○議長（村田博英君）**

商工観光課長。

**○商工観光課長（浅井大典君）**

おっしゃるとおりで、調査をしていただく費用と、あとはお墨つきをして、広くここは安心安全な牧之原の静波、ある意味、さがらサンビーチは安心安全で、海水浴に来れますよという、ある意味お墨つきの料金というような形になっております。その3年間です。

**○議長（村田博英君）**

濱崎議員。

**○9番（濱崎一輝君）**

内容については分かりました。であれば、これだけお金をかけているのであれば、もっと告知をしていかないと、これだけだとライフセービング協会認定の海水浴場といっても、一般市民の方だとか、県内外の人たちに関しても、なかなか伝わりにくいと思うものですから、ぜひこれ有効活用していただきたいなと思っています。

**○議長（村田博英君）**

商工観光課長。

**○商工観光課長（浅井大典君）**

当然、ホームページではPR等しているんですけれども、おっしゃるとおり、まだまだ不足していると思いますので、PRするとともに、認定のものとはちょっと違うんですけれども、協定

に基づきまして、今年非常に評判がよかったんですけども、市の公式LINEとホームページとかと連動させて、両海水浴場の遊泳状況、遊泳可とか遊泳注意とか、あるいは駐車場の混雑状況、今満車だよとか空きがありますよとかというのを、サイコロセンサーとって、今年度初めて見える化をしたんですけども、それも非常に皆様好評でして、そういったことも今この協定に基づいてやらせてもらっているものですから、そういったことも併せて、この認定海水浴場のPRに努めてまいります。

**○議長（村田博英君）**

ほかには。

〔「なし」と言う者あり〕

では、終了いたします。ご苦労さまでした。

---

**4 協議事項（2） 11月定例会議員発議について**

**○議長（村田博英君）**

（2）の11月定例会議員発議について、牧之原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、人事院勧告に基づく議員の期末手当の取扱いについてを事務局からお願いします。

係長。

**○事務局書記（植田容子君）**

それでは、資料の7をお願いします。

先ほども説明をさせていただきましたが、人事院勧告に基づく議員の期末手当の取扱いということで、11月定例会で取り扱うということをお願いしたいと思います。

その議員発議についてのものとなります。

改正理由です。上側の枠で囲ったところをご覧ください。期末手当の0.1月分を引き上げるという改正になります。

下の囲ってある改正文案としましては、第1条において、期末手当100分の180を100分の190に改正をします。第2条につきましては、第1条において、年間の引上げ月数である0.1月を1回の支給月数に加えて改正をしました。本来であると、6月及び12月の2回の期末手当の支給月数、これに均等に割り振るというための改正が第2条となります。

附則におきまして、施行期日を公布の日としております。第2条の改正につきましては、令和6年4月1日から施行と定めています。また、第1条の改正は、令和5年12月1日から適用としております。

次のページが新旧対照表となります。

改正案のところの数値がそれぞれ反映されている形となっていると思います。11月定例会の2日目、12月8日に議員発議によりまして、提案説明、そして採決を採るような予定となっております。

説明については以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（村田博英君）**

発議すること、提出することに賛成の議員は手を挙げてください。

〔賛成者挙手〕

多数ですね。

それでは、発議者の確認をしたいと思いますが、慣例ですと副議長。副議長でよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

では、お願いします。

今、手を挙げていただきましたので、署名をしていただくように、お願いしたいと思います。

終了後、署名をお願いします。

---

**5 その他 （1） 議会防災訓練（12月3日地域防災訓練）について**

**○議長（村田博英君）**

それでは、議会防災訓練につきまして、事務局から説明をお願いします。

次長。

**○事務局次長（本杉裕之君）**

それでは、資料の8をお開きください。

牧之原市議会防災訓練ということで、12月の地域防災訓練に当たりますけれども、日時のほうは12月3日の日曜日、午前9時を訓練地震の発生時間としまして、お昼頃まで開催するような形となります。

訓練想定につきましては、駿河トラフから南海トラフを震源域とする大規模地震が発生し、震度7の揺れを観測。その後、沿岸部に大津波が襲来し、大きな被害が発生すると、そういった想定になります。

訓練内容ですけれども、9月にも行っていまして、昨年も12月に行っています。同じように何回も訓練をすることで、タブレットの使用に慣れていただきたいということでもありますけれども、4番の訓練項目と、5番の訓練スケジュール、こちらのほうで説明したいと思います。

まず、タブレット端末、LINE WORKSを使用した訓練ですけれども、一つ目に安否の報告を、午前9時に地震発生サイレンが鳴りますので、そこで安否の報告を、事務局側から安否の報告をしてくださいということで、呼びかけまして、集計のほうを事務局のほうで取ります。

正副議長と議会運営委員会委員長、常任委員会委員長は、相良庁舎4階で登庁していただきまして、議会災害対策支援本部の設置と本部役員会議の開催を判断していただく形になります。

今までですと、正副議長のみが登庁していたような形を取っていたんですけれども、今回改選によりまして、委員長になられた方とか、議運の委員長になられた方、常任委員会の委員長になられた方、初めての訓練ということになりますので、先ほどの資料の5で、先ほど連絡網の説明した資料の一番最初に大規模地震災害に関する申し合わせが書かれておりまして、その中では、



震度6弱以上発生前、要は観測情報が出されたときの対応と震度6弱以上の発生後、地震が発生する前と発生した後で、対応が異なってきます。

9月と12月の訓練につきましては、地震が発生してからの動きになります。以前は、9月に観測情報で動いていて、12月に突発地震という形で動いていた訓練も、今、地震発生後の訓練に変わっていますので、それで、申し合わせの中にも書いてありますように、観測情報のときには正副だけでよかったんですけど、発生後の対応のときですと、議運の運営委員長と常任委員会の委員長のお二人、こちらへ来てもらうような形になりますので、それに倣った形で、今回一度やってみます。本来の動きを正副議長と委員長たちには確認してもらう意味で、今回はその方たちには相良庁舎へ登庁していただく形になります。

ほかの議員の皆様につきましては、各自主防災会の拠点へ移動していただきまして、活動場所の報告でありますとかをしていただきます。

それで、各自主防災拠点へ移動したときに、到着後に活動場所の報告をしていただく形ですけど、これはコメントをお願いします。毎回、写真を送られてくると皆さんが写真を次々に送ってくるような形になるんですけど、それはビデオ通話訓練が終わった後に、コメントと写真の送信訓練を設けたいので、9時の段階で移動したときには、活動場所の報告はコメントでお願いしたいと思います。

10時になりましたらビデオ通話訓練を行いますので、議長のほうから全議員の皆様呼びかけをしまして、ビデオ通話訓練を行うようになります。その訓練が終わりましたら、コメント及び写真の送信訓練という形で行いまして、訓練終了は11時50分頃、市長の訓練講評等が同報無線とかで流れますので、それをもって訓練終了と、そういった形で考えております。

訓練の中止事項につきましては、6番のところに書いておりまして、その事案が起こった場合には、訓練が中止になる可能性があります。

あと、留意点ですけれども、コロナも開けてはいるんですけども、コロナとあとインフルエンザもはやっている状況ではありますので、マスクの着用等につきましては、皆さんの判断にお任せしますので、状況に応じて、そういった対策をとっていただきたいと思います。

以上となります。

---

## 5 その他 (2) 行政視察の受入について

### ○議長（村田博英君）

(2)の行政視察の受入について、令和5年11月24日の金曜日ですが、1時半から長野県高森町議会が見えられます。

視察目的は、対話による協働のまちづくりについてであります。

次長、説明をお願いします。

次長。

### ○事務局次長（本杉裕之君）

(2) の行政視察の受入ということで今説明ありました。長野県の高森町が11月24日の1時半にこちらに見えられます。

内容は対話による協働のまちづくりで、これは、他市町から来られる視察の対応は議長のみ対応していただく形になります。

以上です。

**○議長（村田博英君）**

その他の事項は終わりました。

特にございませんですか。

中野議員。

**○13番（中野康子君）**

事務局のほうに、私いつも防災訓練で、タブレットがコミュニティセンターへ行くと全く機能しなくて、前回いた職員に、どこか場所を移してやるということで、一緒にやっていただいたんですけど、それでも全然できなかったんですよ。今回もまたコミュニティセンターですから、多分いけないと思いますので、その辺。

**○議長（村田博英君）**

次長。

**○事務局次長（本杉裕之君）**

中野議員のタブレットにつきましては、訓練前に一度、私たちそちらへ行ってみて、やってみます。それでつながる場所があるか、その辺確認させてもらって、事前に行きたいと思います。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

今朝、うちの文教の委員長のほうから、川崎幼稚園のお遊戯会、案内通知をもらったんですけど、前回、運動会でしたか、そのときも、今日説明がありましたけど、市の川崎との関係を置かれている状況を鑑みて、基本的には見合わせるということで方向性が出て、議長のほうからも説明をしてくれました。

今回、委員長のほうからお話があったんですけど、本来これって、見たら、各議員宛てに来ているんですよ。だから、これは基本的には各議員に来ているものですから、基本的にはどんな案内でもそうですが、各議員の個人の判断で出欠を決める。それを今回、そういう形になったということは、一定の議会の中の方針が出たと思うんですけども、さっぱり分からないんです。前は、植田議長のほうからそういうふうになったよということで説明を受けたんですけど、今回これどういうことなんですか。それを少し、議長のほうから説明をお願いしたいと思います。

**○議長（村田博英君）**

私の指示は、これは状差しに入れて、個人の議員の判断にお任せすると。これは前からそうですよね。そういうことで指示をしております。

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

それで、前回は川崎幼稚園との、今、市が置かれている状況を考えると、見合わせたほうがいいということで、議会の方針が出たんじゃないですか。前回。今回は、全くフリー。わざわざ委員長が持ってきてくれて、今回基本的には出ないということで、じゃないんですか、基本的に。議会の方針は全くフリー。

**○議長（村田博英君）**

フリーというか、基本的に議員個人のところに来たものは、議員の個人の判断でお任せすると、そういう原則がありますので、そのように指示をしております。

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

それでは、今回全くフリーということ。全く議会として、牧之原市議会として、川崎幼稚園のこのお遊戯会には控えてもらいたいとか、そういったものは全くフリーということ。

**○議長（村田博英君）**

中野議員。

**○13番（中野康子君）**

前回、私たち控室にいるときに、これ個人名で来ているんだけど、前回まではこういったのが個人名で来たことないのに、なぜでしょうという話になって、やっぱり今置かれている市と、それから川崎幼稚園の関係を考えたときに、やっぱりこれっていけないよねという形になって、ですから、私たちの委員会は、私と副委員長で相談して、前回は事務方のほうへ言って、欠席という形にさせていただきました。

そのときに、皆さんもそう思われた方たちは同じような対策を取りました。でも、議長だけは、私は自分の孫が行っているし、娘もあそこの役員をやっているので私は行きますと言ったので、それはそれで仕方ないかなとは思っておりました。

今回も同じ形で来たものですから、委員長と話をして、前回もそうしたんだけどと言ったら、委員長もそのほうにしますということで、私たちのほうはそのような形にさせていただいております。

**○議長（村田博英君）**

前回も、私は副議長でしたから、そういう動きがあるというのはあまり知らなかったんです。

**○13番（中野康子君）**

そんなことはないですよ。私言いました。ちゃんと。そうしたら、そういうふうに答えたじゃないですか。

**○議長（村田博英君）**

知らなかったというか、だから、私は行かせてもらいますよと。それはだから、議員としての判断ですからということで、言ったんですよ。

**○13番（中野康子君）**

議員として行くと来賓席がちゃんと設けられているし、そして紹介があるんですよ。園長先生  
の。行くたびに紹介される。だから、やっぱりそういうのは私はたちは好まなかったの  
で、前回はそのようにしたし、今回もそのような形にさせていただきます。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

私、前回は植田議長の下で、基本的には、議会としても市が置かれている状況を見ると、見  
合わせるということで、議会の判断だと思ったんです。それでみんなに確認を取って、それで皆  
さん、私も当然欠席したんですけれども、そういう状況だったと思うんですけど、議長がまさか  
行っているとは思わなかったです。今も聞いて。議会としての方向性の判断の中で、たとえ自分  
のお子さんが行っているにしても、たとえ自分の子供が行っているにしても、議会としての方針  
が出た以上は、それに従うのが本来だと思うんです。

それで、当時、副議長という議会を代表する立場の議員が行けば、当然議会で対応したとい  
うことになる、対外的には。

今回、議長になられて、今回はどうするんですか。

**○議長（村田博英君）**

その前に、前回は議会でやめたということではないですよ。

植田議員。

**○10番（植田博巳君）**

前回は今回と同じように、個人宛てに来ました。そういった中で、基本的には個人宛てです  
ので、個人の判断。中には、個人で自分で書いて欠席と出された方もいるのかなとは思って  
ですけど、大半の方が、こういう状況下であったので、その議員の皆さんが、総意の中で、やはりま  
とめて事務局から返してくださいという話もありましたので、一応この状況下を判断して、そう  
いう形で、個々に出すのではなくて、事務局でまとめて出して結構ですよ。ただし、基本的には  
個人のことですので、当時副議長だった人は、議会というよりは、個人の子供のおじいちゃん  
として行くというような形で承っております。

紹介とかそういうのも、僕も行ったことないので、よく分かりませんでしたけれども。

**○議長（村田博英君）**

私の考えは、さっき言ったように、植田議員と同じです。個人宛てに来たものは状差しに入  
っておりますよね。ほかのものもそうですね。それを議会として出す、出さない。出せとか、そ  
ういうことはできないと思いますよ。そういうことじゃないですかね。

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

せんだって、議運の委員長から連絡をいただいて、話を議長とも、当然副委員長とも入ったと

思うんですけど、決めて、今回は見合わせるという方向で、議運の委員長のほうからお話があるという、そういう連絡をいただいていたんです。そうすると、今、議長が言われたことと全く違うんですよ。全く話し合ったことを、私が聞いたのとは違うので、どうかなと思って、今質問しているんです。どうですか、そこは。

**○議長（村田博英君）**

その件について話し合ったんですが、私の判断は、さっき言ったようなことと全く変わっていません。ただ、議運の委員長としてちょっと心配だからご相談したんじゃないですか。私は相談したことも知りませんから。その辺はどうなんですか。

加藤議員。

**○5番（加藤 彰君）**

議長と副議長と私で、取扱いについて相談をしました。その結果としては、前回と同じような対応をしましょうというふうに、そのときは決まったと思います。ですので、それを次の日の朝、皆さんにお知らせするというのを基本に考えていましたが、全員がぱっとそろってどうということの中で十分な説明をできないということもあったので、前回のこともありましたので、少しお聞きをしたということでございます。

ただ、自分とすれば、やっぱり議長が判断をしていただくほうがいいたろうということで、翌日の朝、議長にもそう申し上げて、その後、その日はなかなか時間が取れずに、その後、打合せをしましょうねということでしたけれども、打合せできなくて、ご挨拶ですか、回られたという中で、その後のことは私は、正直どういう判断をされたかというのは、後で聞いたことですから、私としては、決めた内容で動いていたということでございます。

**○議長（村田博英君）**

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

今、議長がまさに言われたことと、議運の委員長が報告したこと、全く違うんですよ。相談しないと先ほど議長は言われた。相談をしていないと。

**○議長（村田博英君）**

相談しましたよ。

**○12番（太田佳晴君）**

先ほどしなと言ったから。

**○議長（村田博英君）**

相談しましたよ。これはどうしましょうかねと言うから、これは状差しに入れて、議員の判断だということ。

**○12番（太田佳晴君）**

相談した結果、今、まさに議運の委員長が言われるように、委員長が皆さんのところへ話をするというので、3人で決まったんじゃないですか。そういうことじゃない。でもさっきから言

っているのは、私は基本的には、私は基本的にはと言うけれども、実際に今朝、うちの委員長が、それぞれの委員会で委員長が、その委員会をまとめた形で話をするということで来たから、私はおかしいなと思って。

今後こういったことが、川崎じゃなくて、ほかのところからも案内がありますよね、いろいろな。そのときには委員会ですとまとめるんですか、個々の。

**○議長（村田博英君）**

そうです。だから、個人宛てに来たものは、個人が判断するという事です。

**○12番（太田佳晴君）**

だから、それをまとめるのは委員会なんですか。今、そうですと言ったから。

**○議長（村田博英君）**

違う違う。そうじゃない。

中野議員。

**○13番（中野康子君）**

たまたま前回はそういうことで、川崎幼稚園だったということで、そういうような対応になりました。でも、個人で来ているものは、今までどおり多分個人の判断でよろしいかというふうに思います。

**○議長（村田博英君）**

そういうことを、基本を間違えると、認識していないと混乱しますので、今、中野議員もおっしゃったけど、気持ちとしては、私は孫というか、そういうものもありますが、よく分かります、だから。川崎幼稚園のことはね。ただ、子供たちには罪はないので、経営者に対するそういう判断というのは、なかなかあると思いますので、個人個人でね。そういうことを。基本は、何回も言いますが、個人宛てに来たものは個人が判断すると。

太田議員。

**○12番（太田佳晴君）**

一つ確認させてください。今回、議長は出られるんですか。今回もお孫さんがいるということ。

**○議長（村田博英君）**

出ませんが。出ないですよ。

**○12番（太田佳晴君）**

欠席にする、それでは。

**○議長（村田博英君）**

そういう質問は、すること自体がちょっと。

**○12番（太田佳晴君）**

今、議長というのは、我々とは全く違うんです。議会を代表している議長ですから、外に行くときには、幾ら私は個人的にとっても、それは議長としての対応になるんです。よく総理大臣

がそういったことで答弁しますけど。一緒なんですよ、議長は。市長と一緒になんですよ、議会の代表ですから。

だから今回どうですかと聞いたんです。

**○議長（村田博英君）**

今回はというか、出ないですよ。

種茂議員。

**○8番（種茂和男君）**

いろいろ話が出ているけど、今回はどうだということで、議長のあれではっきり言って、こうしますということで終わりにしてもらいたいんですけどね。はっきり言って。例えば、今回はもう行かないとか、あれで皆さん出したけど、議長や議運の委員長で決めたとおりに実行しますとか、明確に言ったほうがいいんじゃないですか。

**○議長（村田博英君）**

私がちょっと心配するのが、メディアですよ。議会がとめたというようなことが、なりかねないんですよ、これ。大変ですよ。

いたのか。今のはオフレコで。

だから、基本にちゃんとやっておかないと、まずいということです。いろいろな宗教とか、皆さんありますから。統一教会の例もありますし。

ということでございます。

事務局次長。

**○事務局次長（本杉裕之君）**

明後日ですけれども、産業フェアが開催されます。それで、榛原庁舎で行うんですけど、議員の皆さん車で行かれる方につきましては、榛原庁舎の北側の駐車場、榛原高校の武道館ですか、北側。市の防災倉庫とか、榛原高校の武道館のあちらのほうの駐車場を議員様用に案内してくれると聞きましたので、もし議員さんが車で行くようでしたら、榛原高校側の入り口のほうから入っていただければ、駐車場案内の方がそこへ誘導してくれると聞いていますので、車で行かれる場合はそちらのほうからお入りください。榛原高校側の北側から入っていただいて止めてもらう形をお願いしたいとのことです。

以上です。

**○議長（村田博英君）**

それでは、以上で全員協議会を終了いたします。

〔午前 11時20分 閉会〕